

『平成 29 年度 強い農業づくりの支援』 正誤表

誤

p.54

5 共同利用施設等の基準

要綱別表 1 の 1 のメニューの欄の 1 の (1) の耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物共同利用施設整備、畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
耕種作物小規模土地基盤整備	・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。

園地改良	・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
------	--

— 54 —

正

p.54

5 産地基幹施設等の基準

要綱別表 1 の 1 のメニューの欄の 1 の (1) の耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備については、次のとおりとする。

産地基幹施設等	補助対象基準
耕種作物小規模土地基盤整備	・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。

園地改良	・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
------	--

— 54 —

誤

p.55～p.80

実施要領

共同利用施設等	補助対象基準
耕種作物小規模土地 優良品種系統等への改植・高接	・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の損失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる (a) から (e) までに定めるところにより実施できるものとする。 (a) 優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地す

場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

— 55 —

正

p.55～p.80

実施要領

産地基幹施設等	補助対象基準
耕種作物小規模土地 優良品種系統等への改植・高接	・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の損失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる (a) から (e) までに定めるところにより実施できるものとする。 (a) 優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地す

場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。

— 55 —

共同利用施設等		補助対象基準
耕種作物産地 基幹施設整備	有機物処理・ 利用施設	堆肥等生産施設 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
	堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存

		地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
	附帯施設	
畜産物産地基幹施設整備		
	畜産物処理加工施設	・国産原材料サプライチェーン構築の取組においては、畜産物加工施設のみを対象とする。
	産地食肉センター	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 (a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。

産地基幹施設等		補助対象基準
耕種作物産地 基幹施設整備	有機物処理・ 利用施設	堆肥等生産施設 ・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 (a) 製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 (b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
	堆肥流通施設	・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存

		地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
	附帯施設	
畜産物産地基幹施設整備		
	畜産物処理加工施設	・国産原材料サプライチェーン構築の取組においては、畜産物加工施設のみを対象とする。
	産地食肉センター	・整備する場合には、次に定める全ての要件に適合するものであること。 (a) 当該施設は、原則として食肉の流通合理化に係る都道府県計画に基づくものであること。

共同利用施設等			補助対象基準
耕種作物 産地基幹施設整備	畜産物 産地基幹施設整備	産地 衛生管理施設	衛生課長通知)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備(設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。)であること。 (b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 (c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するた
		産地 衛生管理施設	

		TSE 対応施設	
		食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上の規模となること。
		生体受入施設	
		放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
		冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
		食鳥肉加工施設	
		輸送施設	
		給排水施設	
		その他の施設・設備	
		副産物等処理施設	
		衛生管理施設	・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。
			（c）輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。

産地基幹施設等			補助対象基準
畜産物 産地基幹施設整備	畜産物 産地基幹施設整備	産地 衛生管理施設	衛生課長通知)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した設備(設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。)であること。 (b) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)に基づく高度化基準に適合する旨の認定を受けた高度化計画又は高度化基盤整備計画の実施に必要な設備であること。 (c) 輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するた
		産地 衛生管理施設	

		TSE 対応施設	
	食鳥処理施設	・当該施設を整備後の1日当たりの処理能力が、ブロイラーの場合はおおむね5,000羽以上、成鶏の場合はおおむね1,300羽以上の規模となること。	
	生体受入施設		
	放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。	
	冷蔵冷凍施設	・冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。	
	食鳥肉加工施設		
	輸送施設		
	給排水施設		
	その他の施設・設備		
	副産物等処理施設		
	衛生管理施設	・次の（a）、（b）又は（c）の基準に適合すること。	

共同利用施設等		補助対象基準
排 種 作 物 産 地 基 幹 施 設 整 備	産物処理施設整備	ハラル対応施設
		・輸出先国等が定めるハラル認証の基準を順守するために必要な設備であること。
		環境保全施設
		・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
		鶏卵処理施設
		・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
		洗卵選別包装室
		冷蔵庫室
		冷凍庫室
		殺菌装置
		洗浄装置
畜産物加工施設		貯蔵タンク
		洗卵選別機
		検卵装置
		その他の設備
		・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。 ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組であって、中間事業者が

家畜市場	団体から、農業者の組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。
	・次に定める要件に適合するものであること。 (a) 家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。

	地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。)にある家畜市場の
--	---

産地基幹施設等		補助対象基準
畜 産 物 産 地 基 幹 施 設 整 備	畜産物処理加工施設	ハラル対応施設
		・輸出先国等が定めるハラル認証の基準を順守するために必要な設備であること。
		環境保全施設
		・汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項に規定する排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
		鶏卵処理施設
		・当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
		洗卵選別包装室
		冷蔵庫室
		冷凍庫室
		殺菌装置
		洗浄装置
畜産物加工施設		貯蔵タンク
		洗卵選別機
		検卵装置
		その他の設備
		・畜産物の加工のために必要な施設・設備とする。 ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組であって、中間事業者が

家畜市場	団体から、農業者の組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。
	・次に定める要件に適合するものであること。 (a) 家畜の流通合理化に係る都道府県計画に基づく整備計画を作成し、都道府県知事による承認を受けていること。

	地域、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄をいう。)にある家畜市場の
--	---